

戸別所得補償制度下における米の生産調整

食料・環境政策学分野

倉田 翔太

発表内容

1. 背景と課題
2. 戸別所得補償制度の概要
3. 生産調整の概要
4. 仮説の提示と検証
5. 結論
6. 引用文献

1. 背景と課題

背景

- ～2003年
 - ・「一律減反」政策
 - 全農家に対して減反を実質的に義務化→生産調整達成が続く
 - ⇒都道府県間格差はほとんど存在しない
- 2004～2009年
 - ・米政策改革実施
 - 生産調整政策の迷走→生産調整未達成が続く
 - ⇒生産調整に参加しない農家が増加
- 2010年～
 - ・戸別所得補償制度実施＝選択制の生産調整への完全移行
 - ⇒加入率に都道府県格差がある

先行研究のレビュー

- 制度設計に関する検討(小池(2010)、服部(2011))
 - ・主に交付単価に関する考察、提言→実証研究ではない
 - 伊庭(2010)「小規模経営がモデル対策に加入した要因」
 - ・41道府県のデータを用いて戸別所得補償制度加入率の全国的な傾向を探る→分析している要因が限定されている
- ⇒戸別所得補償制度によって生産調整が選択制に移行したことに着目した実証研究はない

課題

- 戸別所得補償制度加入率の地域間格差の要因を明らかにする

2. 戸別所得補償制度の概要

		2010年		2011年～現在
対象		戸別所得補償モデル対策		農業者戸別所得補償制度
水田	米	米戸別所得補償モデル事業	定額部分	米の所得補償交付金
			変動部分	米価変動補填交付金
	転作作物	水田利活用自給力向上事業		水田活用の所得補償交付金
	畑			畑作物の所得補償交付金
その他				各種加算交付金

注) 農林水産省「戸別所得補償モデル対策実施要綱」(2010年4月)

農林水産省「農業者戸別所得補償制度実施要綱」(2011年4月)より筆者作成

- 水田を対象とする所得補償制度は戸別所得補償モデル対策と農業者戸別所得補償制度で名称以外の変更はない

戸別所得補償モデル対策（2010年）

○ 米の戸別所得補償モデル事業

- ・生産調整参加が受給要件
- ・15,000円/10aの交付単価（定額部分）
- ・米価下落時の補填（変動部分）

○ 水田利活用自給力向上事業

- ・生産調整不参加でも受給できる
- ・小麦、大豆35,000円/10a、新規需要米80,000円/10aなど作物ごとの交付単価

⇒ 以後、本研究で扱う戸別所得補償制度は生産調整参加が交付金の受給要件となっている米の戸別所得補償モデル事業とする

3. 生産調整の概要

- 生産調整の目的

米価の維持

→供給過多、需要減少により年々米価は低下している

- 問題点

生産調整に参加していない農家も高く維持された米価の恩恵を受けられる(フリーライド)

⇒戸別所得補償制度によって選択制の生産調整へ移行

戸別所得補償制度下の選択制の生産調整

- 戸別所得補償制度に加入する
 - ・生産数量目標に即した生産が必須
 - ・作付面積に対して交付金が支払われる
 - ・米価下落時の補償あり
- 戸別所得補償制度に加入しない
 - ・生産数量目標にとらわれない自由な生産が可能
 - ・米価下落時の補償はない

⇒フリーライドの問題を解消

本研究で使用する言葉の定義

○ 生産調整達成率

- 生産数量目標をどれだけ達成しているかを表す
(100%以上なら達成、100%未満なら未達成)

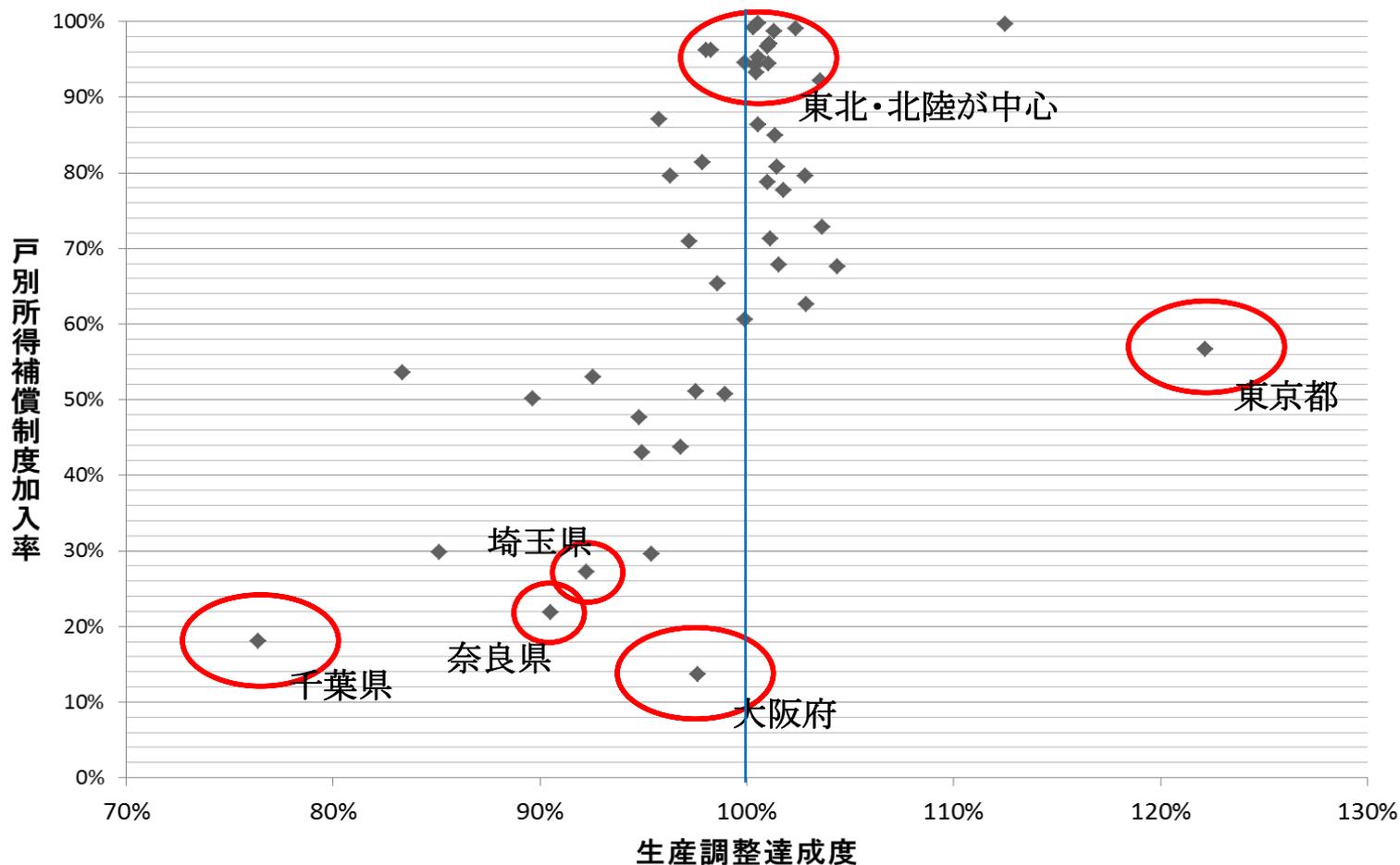
- 算出方法 =
$$\frac{\text{生産数量目標の面積換算値}}{\text{主食用米の作付面積}}$$

○ 戸別所得補償制度加入率

- 加入資格のある主食用米の作付面積のうち、どれだけが戸別所得補償制度の交付対象になっているかを表す

- 算出方法 =
$$\frac{\text{米の戸別所得補償モデル事業の交付対象面積(10a控除前)}}{\text{主食用米の水稲共済加入面積}}$$

都道府県別の生産調整達成度と戸別所得補償制度加入率



注) 農林水産省「戸別所得補償制度に関する資料」(2011年11月)より筆者作成

⇒ 戸別所得補償制度加入率は都道府県間で大きな差がある

4. 仮説の提示と検証

仮説

1. 農協と農家のつながりが強い→加入率高い

農協への出荷(系統出荷)が多い→市場価格を維持したい

2. 有利販売しやすい→加入率低い

販売価格が高い、販売先を確保しやすい→市場価格に左右されにくい

3. 所得に対する米への依存度が高い→加入率高い

米価下落による所得減少への影響が大きい

4. 大規模水稲作付農家→加入率高い

大規模農家ほど平均費用が低い→所得補償によるメリットが大きい

分析方法

○ 最小自乗法による重回帰分析

(米の生産量をウェイトとして使用)

1. 系統出荷率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(＋)

米の検査数量を水稻収穫量で除して算出

2. 100km²当たりの直売所の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(－)

直売所数を都道府県面積で除して算出

3. 庭先販売価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(－)

米の産出額を水稻収穫量で除して算出

4. 農業産出額に占める米の産出額の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・(＋)

農林水産省「農業所得統計」より

5. 水稻作付面積5ha以上の農業経営体数の割合・・・・・(＋)

5ha以上の水稻作付面積経営体数を全農業経営体数で除して算出

記述統計量

変数	サンプル数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
戸別所得補償制度加入率	47	70.5	25.2	13.7	99.7
系統出荷率	47	34.0	20.4	0.00	80.2
100km ² 当たりの直売所の数	47	66.2	67.0	10.2	273.8
庭先販売価格	47	11.4	1.48	8.46	15.2
農業産出額に占める 米の産出額の割合	47	22.6	16.5	0.40	67.0
水稲作付面積5ha以上の 農業経営体数の割合	47	22.5	20.8	0.76	86.4
米の生産量	47	18.0	15.3	0.07	61.8

分析結果

	モデル 1	モデル 2
系統出荷率	0.0305 (0.11)	-
<u>100km²当たりの直売所の数</u>	-0.210*** (-4.35)	<u>-0.228***</u> (-5.18)
庭先販売価格	-1.66 (-0.84)	-
<u>農業産出額に占める 米の産出額の割合</u>	0.294* (1.83)	<u>0.256*</u> (1.87)
<u>水稲作付面積5ha以上の 農業経営体数の割合</u>	0.314* (1.70)	<u>0.353***</u> (3.59)
決定係数R ²	0.631	0.623

注1) 括弧内はt値を表す。

注2) *、***はそれぞれ10%、1%水準で有意であることを意味する。

⇒農業産出額に占める米産出額の割合、水稲作付面積5ha以上の農業経営体数の割合が高いと戸別所得補償制度への加入率は高い

⇒100km²当たりの直売所の数が高いと戸別所得補償制度への加入率は低い

5. 結論

戸別所得補償制度加入の要因

- 生産調整参加へのインセンティブが強い

- ・米への所得依存度が高い
- ・水稻作付規模が大きい
- ・有利販売先が少ない

→戸別所得補償制度加入率が高い＝「米どころ」の東北・北陸

- 生産調整参加へのインセンティブが弱い

- ・米への所得依存度が低い
- ・水稻作付規模が小さい
- ・有利販売先が多い

→戸別所得補償制度加入率が低い＝消費地に近い関東・近畿

残された課題

○ 同じ地方でも加入率に差がある要因

- ・加入率の高い京都、兵庫と加入率の低い大阪、奈良

⇒別の観点からの分析が必要

○ 都道府県内の格差は存在するのか？

- ・同じ都道府県内でも地域によって特色がある

⇒より詳細なデータ(市町村別など)での分析が必要

6. 引用文献

- 荒幡克己(2011)「米生産調整の経済分析」農林統計出版、2010年。
- 伊庭治彦(2010)「小規模経営がモデル対策に加入した要因」『農業と経済』2010年11月号、46-55頁。
- 加藤史彬(2007)「稲作生産調整行動の合理性—生産調整補助金の県間格差—」『2007年度日本農業経済学会論文集』6-12頁。
- 小池恒男(2010)「『モデル対策』はどう設計されどう実施されようとしているか」『農業と経済』2010年11月号、29-43頁。
- 服部信司(2011)『TPP問題と日本農業』財団法人農林統計協会。
- 農林水産省「戸別所得補償モデル対策実施要綱」(2010年4月)。
- 農林水産省「米政策改革大綱」(2002年12月)。
- 農林水産省「米穀の需給調整実施要領」(2006年11月)。
- 農林水産省「作物統計」(2010年)。
- 農林水産省「生産農業所得統計」(2010年)。
- 農林水産省「第86次農林水産省統計表」(2010年)。
- 農林水産省「農林業センサス」(2010年)。